

官報

号外 平成十四年七月十八日

○第一百五十四回 衆議院会議録 第四十八号

平成十四年七月十八日(木曜日)

議事日程 第三十八号

平成十四年七月十八日

午後一時開議

第一 公職選挙法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二 入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律案(第百五十三回国会、田中慶秋君外五名提出)

第三 入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律案(山中貞則君外八名提出)

第四 アジア太平洋郵便連合憲章の第二追加議定書及びアジア太平洋郵便連合一般規則の追加議定書の締結について承認を求めるの件

第五 ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法案(厚生労働委員長提出)

第六 社会保険労務士法の一部を改正する法律案(厚生労働委員長提出)

○本日の会議に付した案件

日程第一 公職選挙法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二 入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律案(第百五十三回国会、田中慶秋君外五名提出)

日程第三 入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律案(山中貞則君外八名提出)

日程第四 アジア太平洋郵便連合憲章の第二追加議定書及びアジア太平洋郵便連合一般規則の追加議定書の締結について承認を求めるの件

日程第五 ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法案(厚生労働委員長提出)

日程第六 社会保険労務士法の一部を改正する法律案(厚生労働委員長提出)

国立国会図書館館長の任命承認の件

午後一時二分開議

○議長(綿貫民輔君) これより会議を開きます。

○議長(綿貫民輔君) 御報告することがあります。永年在職議員として表彰された元議員久保等君は、去る六月十五日逝去されました。まことに哀悼痛惜の至りにたえません。

久保等君に対する弔詞は、議長において今十八日贈呈いたしました。これを朗読いたします。

(総員起立)

衆議院は、多年憲政のために尽力し、特に院議をもってその功勞を表彰され、さきに公害対策並びに環境保全特別委員長の要職にあたられた従三位勲一等久保等君の長逝を哀悼し、つつしんで弔詞をささげます

日程第一 公職選挙法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(綿貫民輔君) 日程第一、公職選挙法の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長赤城徳彦君。

公職選挙法の一部を改正する法律案及び同報告書
(本号末尾に掲載)

(赤城徳彦君登壇)

○赤城徳彦君 ただいま議題となりました法律案

につきまして、政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、平成十二年国勢調査の結果に基づいて衆議院議員選挙区画定審議会が行った衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定案についての勧告を受けて、衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定等を行うものとするもので、その主な内容は、

第一に、衆議院小選挙区選出議員の選挙区について、二十都道府県において六十八選挙区の改定を行うことといたしております。

第二に、衆議院比例代表選出議員の各選挙区において選挙すべき議員の数について、南関東選挙区を現行二十一人から二十二人とし、近畿選挙区を現行三十人から二十九人とすることといたしております。

第三に、この法律は、公布の日から起算して一カ月を経過した日から施行することとし、改正後の公職選挙法の規定は、衆議院議員の選挙については、この法律の施行日以後初めてその期日を公示される総選挙から適用することといたしております。

本案は、去る六月十一日本委員会に付託され、同月二十八日片山総務大臣から提案理由の説明を聴取し、七月五日に質疑に入りました。

質疑では、県別定数配分において過疎地域に配慮したはずの基礎配分方式によって過疎地域が逆に定数減となる例や、一貫して人口増を続けている県において定数減となる例の不合理性、格差二倍未満の達成には必要がないと考えられる区割り変更が行われたこと是非、市区の分割を避ける

平成十四年七月十八日 衆議院会議録第四十八号

元議員久保等君逝去につき弔詞贈呈の報告

公職選挙法の一部を改正する法律案

日程第四 アジア太平洋郵便連合憲章の第二追加議定書及びアジア太平洋郵便連合一般規則の追加議定書の締結について承認を求めの件

○議長(綿貫民輔君) 日程第四、アジア太平洋郵便連合憲章の第二追加議定書及びアジア太平洋郵便連合一般規則の追加議定書の締結について承認を求めの件を議題といたします。委員長長の報告を求めます。外務委員長吉田公一君。

アジア太平洋郵便連合憲章の第二追加議定書及びアジア太平洋郵便連合一般規則の追加議定書の締結について承認を求めの件及び同報告書
(本号末尾に掲載)

(吉田公一君登壇)

○吉田公一君 たいだいま議題となりましたアジア太平洋郵便連合憲章追加議定書等につきまして、外務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

アジア太平洋郵便連合は、万国郵便連合憲章に基づく限定連合の一つとして昭和三十七年にアジア太平洋地域に設立された国際機関であります。連合は、同地域における加盟国間の郵便業務上の協力を増進することを目的として、連合の基本文書であります憲章に基づいて運営されております。

昭和六十年以降、憲章は追加議定書により改正されることとされ、平成十二年九月にテヘランで開催された第八回大会議において、連合の組織及

び運営の合理化のため、憲章を改正する第二追加議定書が採択され、また、これにあわせ、一般規則を改正するための追加議定書が採択されました。

これらの追加議定書の主な改正点は、連合の機関である中央事務局及びアジア太平洋郵便研修センターを廃止し、新たに管理部門及び研修部門から成る事務局を設けること、憲章の第二追加議定書を反映し、事務局の組織、職員等及び事務局長の任務について定めること等であり、

本件は、去る七月十一日外務委員会に付託され、十二日川口外務大臣から提案理由の説明を聴取し、十七日質疑を行い、引き続き採決を行いました結果、全会一致をもって承認すべきものと議決した次第であります。
以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(綿貫民輔君) 採決いたします。

本件は委員長報告のとおり承認するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(綿貫民輔君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり承認することに決まりました。

○議長(綿貫民輔君) 日程第五及び第六は、委員長提出の議案でありますから、委員会の審査を省略するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(綿貫民輔君) 御異議なしと認めます。

日程第五 ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法案(厚生労働委員長提出)
日程第六 社会保険労務士法の一部を改正する法律案(厚生労働委員長提出)

○議長(綿貫民輔君) 日程第五、ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法案、日程第六、社会保険労務士法の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。

委員長の趣旨弁明を許します。厚生労働委員長森英介君。

ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法案
社会保険労務士法の一部を改正する法律案
(本号末尾に掲載)

(森英介君登壇)

○森英介君 たいだいま議題となりました二法案について、提案の趣旨及び内容を御説明申し上げます。

まず、ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法案について申し上げます。

本案は、自立の意思がありながらホームレスとなることを余儀なくされた者が多数存在し、健康で文化的な生活を送ることができず、また、地域社会とのあつれきが生じつつある現状にかんがみ、ホームレスの自立の支援、ホームレスになることを防止するための生活上の支援等に関し、必要な施策を講ずることにより、ホームレスに関する問題の解決に資そうとするもので、その主な内容は、次のとおりであります。

第一に、就業の機会、居住の場所並びに保健及

び医療の確保等によりホームレスを自立させ、また、生活上の支援等によりホームレスとなることを防止し、さらに、ホームレスに関する諸問題の解決を図ることを施策の目標とすること。

第二に、ホームレス自身もみずからの自立に努めるものとする。

第三に、厚生労働大臣及び国土交通大臣はホームレスの自立の支援等に関する基本方針を、また、地方公共団体は必要があると認めるときは基本方針に即した実施計画をそれぞれ策定しなければならないものとする。

第四に、国は、ホームレスの自立支援策を推進するため、地方公共団体等を支援するための財政上の措置等を講ずよう努めなければならないものとする。

第五に、公共の用に供する施設の管理者は、ホームレスの起居によりその適正利用が妨げられているときは、必要な措置をとるものとする。

なお、この法律は、公布の日から施行し、施行から十年を経過した日に失効するものとし、施行後五年を目途に検討を加えるものとしております。

次に、社会保険労務士法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、近年における労働者の働き方や就業意識の多様化の進展等に伴い、国民の利便性の向上に資するとともに信頼される社会保険労務士制度を確立するため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は、次のとおりであります。

第一に、社会保険労務士は共同して社会保険労務士法人を設立することができるものとする。

第二に、社会保険労務士は、個別労働関係紛争に関して、紛争調整委員会におけるあつせんについて、紛争の当事者を代理することができるものとする。

第三に、社会保険労務士が業務を行ない得ない事件について規定を整備するとともに、非社会保険労務士との提携を行うことを禁止するものとする。

第四に、社会保険労務士会等の会則の記載事項から、報酬に関する規定を削除するものとする。

なお、この法律は、平成十五年四月一日から施行し、報酬規定の削除に関する部分については、公布の日から施行することとしております。

以上が、二法案の趣旨及び内容であります。

両案は、いずれも、昨日の厚生労働委員会において、多数をもって委員会提出の法律案とすることに決定したものであります。

なお、ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法案につきましては、当委員会において、本法律の運用に関し決議が行われたことを申し添えます。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。(拍手)

○議長(綿貫民輔君) 両案を一括して採決いたします。

両案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(綿貫民輔君) 起立多数。よって、両案とも可決いたしました。

国立国会図書館の館長の任命承認の件
○議長(綿貫民輔君) お諮りいたします。

国立国会図書館の館長に黒澤隆雄君を両議院の議長において任命したいと存じます。黒澤隆雄君の任命を承認するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(綿貫民輔君) 御異議なしと認めます。よって、承認することに決まりました。

○議長(綿貫民輔君) 本日は、これにて散会いたします。

午後一時二十三分散会

出席国務大臣

- 総務大臣 片山虎之助君
- 外務大臣 川口 順子君
- 厚生労働大臣 坂口 力君

○議長報告

(報告書受領)

一、去る十六日、内閣から次の報告書を受領した。

国民生活安定緊急措置法第二十八条の規定に基づく平成十四年一月一日から同年六月三十日までの間における同法の施行状況報告書

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、昨十七日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

外務委員

- 高村 正彦君
- 細田 博之君
- 木下 厚君
- 前田 雄吉君
- 伊藤信太郎君
- 松野 博一君
- 武正 公一君
- 山村 健君

財務金融委員

- 岩倉 博文君
- 小泉 龍司君
- 山本 明彦君
- 江崎洋一郎君
- 永田 寿康君
- 谷田 武彦君
- 鎌田さゆり君
- 岡下 信子君
- 小西 理君
- 吉野 正芳君
- 津川 祥吾君
- 松野 頼久君
- 山本 明彦君
- 永田 寿康君
- 江崎洋一郎君

厚生労働委員

- 木村 義雄君
- 谷津 義男君
- 北村 直人君
- 田中 和徳君
- 山本 明彦君
- 吉野 正芳君
- 津川 祥吾君
- 松野 頼久君

経済産業委員

- 山本 明彦君
- 吉野 正芳君

- 松本 龍君
- 大森 猛君
- 平岡 秀夫君
- 吉野 正芳君
- 矢島 恒夫君
- 山本 明彦君
- 大森 猛君

環境委員

- 金子 哲夫君
- 原 陽子君
- 金子 哲夫君

国家基本政策委員

- 山崎 拓君
- 林 幹雄君
- 山崎 拓君

(特別委員辞任及び補欠選任)

- 岩屋 毅君
- 村上誠一郎君
- 谷津 義男君
- 奥田 建君
- 赤羽 一嘉君
- 藤木 洋子君
- 伊藤信太郎君
- 北村 直人君
- 中馬 弘毅君
- 谷津 義男君
- 岩屋 毅君
- 奥田 建君
- 赤羽 一嘉君
- 藤木 洋子君

災害対策特別委員

- 岩屋 毅君
- 村上誠一郎君
- 谷津 義男君
- 岩屋 毅君
- 奥田 建君
- 赤羽 一嘉君
- 藤木 洋子君

一、昨十七日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

8 研修部門の一時的な資金不足に関しては、事務局の所在国は、関係国が償還を保証することを条件として、運営理事会に対し、事務局の研修機能の継続を確保するために必要な資金の立替払を行う。立て替えられる資金の額は、研修部門の予算の限度を超過してはならない。

9 事務局の所在国によって資金が立て替えられる場合には、8の関係国の郵政庁は、8の規定に従って立て替えられた金額を運営理事会を通じて当該所在国に償還する。その償還は、できる限り速やかに、かつ、遅くとも同理事会が割当てを承認した日の属する年の翌年の十二月三十一日までに行われなければならない。

第十九条

一般規則第百二十三条を次のように改める。

第百二十三条 この一般規則に関する

議案の承認の条件

1 この一般規則に関する議案であって大会議に提出されたものは、実施されるためには、大会議に代表を出している加盟国の過半数による議決で承認されなければならない。

2 加盟国は、前章の規定を改正するための議案を大会議から大会議までの間に提出することができるとし、この議案は、実施されるためには、全会一致で承認されなければならない。前章の規定の解釈に関する議案については、当該解釈が憲章第二十二條に規定する仲裁の対象となる場合を除くほか、投票の過半数による議決で承認されなければならない。

第二十条 この追加議定書の効力発生及び有効期間

この追加議定書は、二千二年七月一日に効力を生じ、無期限に効力を有する。

以上の証拠として、加盟国政府の全権委員は、これらの規定が一般規則中にある場合と同一の効力及び同一の価値を有するものとしてこの追加議定書を作成し、大会議の指定する加盟国の政府に寄託される本書一通に署名した。寄託政府は、その贈本一通を各加盟国に送付する。

二千二年九月十八日にテヘランで作成した。

アジア太平洋郵便連合憲章の第二追加議定書及びアジア太平洋郵便連合一般規則の追加議定書の締結について承認を求めるの件に関する報告書

一 本件の目的及び要旨

アジア太平洋郵便連合(以下「連合」といふ)は、万国郵便連合の憲章に基づく限定連合の一つとして昭和三十七年にアジア太平洋地域に設立された国際機関である。連合は、アジア太平洋地域の加盟国間の郵便関係を拡大し及び改善すること並びに郵便業務上の協力を増進することを目的とし、連合の基本文書であるアジア太平洋郵便連合憲章(以下「憲章」といふ)に基づいて運営されている。

昭和六十年以降、憲章は追加議定書により改正されることとされ、平成十二年九月にテヘランで開催された第八回大会議において、連合の組織及び運営の合理化のための組織改革を目的

として、憲章を改正するための第二追加議定書が採択され、また、この採択に併せ、一般規則を改正するための追加議定書が採択された。

本第二追加議定書は、連合の組織及び運営の合理化のため、憲章の改正について規定するものであり、一般規則の追加議定書は、憲章の第二追加議定書の内容を反映して、現行の一般規則の改正について規定するものであり、その主な改正点は次のとおりである。

1 第二追加議定書

(一) 「中央事務局」及び「アジア太平洋郵便研修センター」を廃止し、新たに「事務局」を設けるとともに、「事務局」は「管理部門」及び「研修部門」で構成するものとする。

(二) 「中央事務局長」を「事務局長」に改めること。

2 一般規則の追加議定書

「事務局」の組織、職員、任務及び「事務局長」の任務等について定めるとともに、「アジア太平洋郵便研修センター」を「事務局の研修部門」に改めること。

なお、本第二追加議定書及び一般規則の追加議定書は、平成十四年七月一日に効力を生じ、無期限に効力を有することになっている。

よって政府は、本第二追加議定書及び一般規則の追加議定書の締結について、日本国憲法第七十三條第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるといふのである。

二 本件の議決理由

本第二追加議定書及び一般規則の追加議定書を締結することは、引き続きアジア太平洋郵

便連合の加盟国としてアジア太平洋地域における国際郵便業務を円滑に行う上で必要であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

平成十四年七月十七日

外務委員会 吉田 公一

衆議院議長 綿貫 民輔殿

ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法案

右の議案を提出する。

平成十四年七月十七日

提出者

厚生労働委員長 森 英介

ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法案

置法

目次

第一章 総則(第一条―第七条)

第二章 基本方針及び実施計画(第八条・第九條)

第三章 財政上の措置等(第十条・第十一条)

第四章 民間団体の能力の活用等(第十二條―第十四條)

附則

第一章 総則

(目的) 第一条 この法律は、自立の意思がありながらホームレスとなることを余儀なくされた者が多数存在し、健康で文化的な生活を送ることができないとともに、地域社会とのあつれき

を締結すること、引き続きアジア太平洋郵

官 報 (号 外)

が生じつつある現状にかんがみ、ホームレスの自立の支援、ホームレスとなることを防止するための生活上の支援等に関し、国等の果たすべき責務を明らかにするとともに、ホームレスの人権に配慮し、かつ、地域社会の理解と協力を得つつ、必要な施策を講ずることにより、ホームレスに関する問題の解決に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「ホームレス」とは、都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所とし、日常生活を営んでいる者という。

(ホームレスの自立の支援等に関する施策の目標等)

第三条 ホームレスの自立の支援等に関する施策の目標は、次に掲げる事項とする。

- 一 自立の意思があるホームレスに対し、安定した雇用の場の確保、職業能力の開発等による就業の機会の確保、住宅への入居の支援等による安定した居住の場所の確保並びに健康診断、医療の提供等による保健及び医療の確保に関する施策並びに生活に関する相談及び指導を実施することにより、これらの者を自立させること。
- 二 ホームレスとなることを余儀なくされるお

それのある者が多数存在する地域を中心として行われる、これらの者に対する就業の機会

の確保、生活に関する相談及び指導の実施その他の生活上の支援により、これらの者がホームレスとなることを防止すること。

- 三 前二号に掲げるもののほか、宿泊場所の一時的な提供、日常生活の需要を満たすために必要な物品の支給その他の緊急に行うべき援助、生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十号)による保護の実施、国民への啓発活動等によるホームレスの人権の擁護、地域における生活環境の改善及び安全の確保等により、ホームレスに関する問題の解決を図ること。
- 2 ホームレスの自立の支援等に関する施策については、ホームレスの自立のためには就業の機会が確保されることが最も重要であることに留意しつつ、前項の目標に従って総合的に推進されなければならない。

(ホームレスの自立への努力)

第四条 ホームレスは、その自立を支援するために国及び地方公共団体の施策を活用すること等により、自らの自立に努めるものとする。

(国の責務)

第五条 国は、第三条第一項各号に掲げる事項につき、総合的な施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

(地方公共団体の責務)

第六条 地方公共団体は、第三条第一項各号に掲げる事項につき、当該地方公共団体における

ホームレスに関する問題の実情に応じた施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

(国民の協力)

第七条 国民は、ホームレスに関する問題について理解を深めるとともに、地域社会において、国及び地方公共団体が実施する施策に協力すること等により、ホームレスの自立の支援等に努めるものとする。

第二章 基本方針及び実施計画

(基本方針)

第八条 厚生労働大臣及び国土交通大臣は、第十四条の規定による全国調査を踏まえ、ホームレスの自立の支援等に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を策定しなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について策定するものとする。

- 一 ホームレスの就業の機会の確保、安定した居住の場所の確保、保健及び医療の確保並びに生活に関する相談及び指導に関する事項
- 二 ホームレス自立支援事業(ホームレスに対し、一定期間宿泊場所を提供した上、健康診断、身元の確認並びに生活に関する相談及び指導を行うとともに、就業の相談及びあっせん等を行うことにより、その自立を支援する事業をいう。)その他のホームレスの個々の事情に対応したその自立を総合的に支援する事業の実施に関する事項

三 ホームレスとなることを余儀なくされるお

そのある者が多数存在する地域を中心として行われるこれらの者に対する生活上の支援に関する事項

- 四 ホームレスに対し緊急に行うべき援助に関する事項、生活保護法による保護の実施に関する事項、ホームレスの人権の擁護に関する事項並びに地域における生活環境の改善及び安全の確保に関する事項
- 五 ホームレスの自立の支援等を行う民間団体との連携に関する事項
- 六 前各号に掲げるもののほか、ホームレスの自立の支援等に関する基本的な事項

3 厚生労働大臣及び国土交通大臣は、基本方針を策定しようとするときは、総務大臣その他関係行政機関の長と協議しなければならない。

(実施計画)

第九条 都道府県は、ホームレスに関する問題の実情に応じた施策を実施するため必要があると認められるときは、基本方針に即し、当該施策を実施するための計画を策定しなければならない。

- 2 前項の計画を策定した都道府県の区域内の市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、ホームレスに関する問題の実情に応じた施策を実施するため必要があると認めるときは、基本方針及び同項の計画に即し、当該施策を実施するための計画を策定しなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、第一項又は前項の計画を策定するに当たっては、地域住民及びホー

ムレスの自立の支援等を行う民間団体の意見を聴くように努めるものとする。

第三章 財政上の措置等
(財政上の措置等)

第十条 国は、ホームレスの自立の支援等に関する施策を推進するため、その区域内にホームレスが多数存在する地方公共団体及びホームレスの自立の支援等を行う民間団体を支援するための財政上の措置その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(公共の用に供する施設の適正な利用の確保)

第十一条 都市公園その他の公共の用に供する施設を管理する者は、当該施設をホームレスが起居の場所とすることによりその適正な利用が妨げられているときは、ホームレスの自立の支援等に関する施策との連携を図りつつ、法令の規定に基づき、当該施設の適正な利用を確保するために必要な措置をとるものとする。

第四章 民間団体の能力の活用等

(民間団体の能力の活用等)

第十二条 国及び地方公共団体は、ホームレスの自立の支援等に関する施策を実施するに当たっては、ホームレスの自立の支援等について民間団体が果たしている役割の重要性に留意し、これらの団体との緊密な連携の確保に努めるとともに、その能力の積極的な活用を図るものとする。

(国及び地方公共団体の連携)

第十三条 国及び地方公共団体は、ホームレスの自立の支援等に関する施策を実施するに当たっては、相互の緊密な連携の確保に努めるものとする。

(ホームレスの実態に関する全国調査)

第十四条 国は、ホームレスの自立の支援等に関する施策の策定及び実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、ホームレスの実態に関する全国調査を行わなければならない。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、この法律の施行の日から起算して十年を経過した日に、その効力を失う。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後五年を目途として、その施行の状況等を勘案して検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

理由

自立の意思がありながらホームレスとなることを余儀なくされた者が多数存在し、健康で文化的な生活を送ることができないでいるとともに、地域社会とのあつれきが生じつつある現状にかんがみ、ホームレスに関する問題の解決に資するた

め、ホームレスの自立の支援、ホームレスとなることを防止するための生活上の支援等に関し、国等の果たすべき責務を明らかにするとともに、ホームレスの人権に配慮し、かつ、地域社会の理解と協力を得つつ、必要な施策を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

社会保険労務士法の一部を改正する法律案

右の議案を提出する。

平成十四年七月十七日

提出者

厚生労働委員長 森 英介

社会保険労務士法の一部を改正する法律案
社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二十三条」を「第二十三条の二」、

「第四章の二 社会保険労務士会及び全国社会保険労務士会連合会(第二十五条の六)第二十五条の二十八」を「第四章の二 社会保険労務士会及び全国社会保険労務士会連合会(第二十五条の二)第二十五条の六(第二十五条の二十五)」に、「第三十五条」を「第三十七条」に改める。

第二条第一項第一号の三の次に次の一号を加える。

一 四 個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律(平成十三年法律第百十二号)第六條第一項の紛争調整委員会における同法第五條第一項のあつせんについて、紛争の当事者を代理すること(以下「あつせん代理」という。)

第八条中「一」を「いずれかに」に改め、同条第四号を次のように改める。

四 削除

第八条第五号中「五年」を「三年」に改め、同条第七号中「社会保険労務士」の下に「若しくは社会保険労務士法人(第二十五条の六に規定する社会保険労務士法人をいう。次章から第四章までにおいて同じ。)」を、「弁護士の下に「若しくは弁護士を加え、「五年」を「三年」に改め、同条第八号中「もつぱら」を「専ら」に、「五年」を「三年」に改め、同条第九号中「五年」を「三年」に改める。

第十四条中「第四章の二」を「第四章の三」に改める。

第十四条の二第二項中「社会保険労務士は、事務所」を「社会保険労務士(社会保険労務士法人の社員となろうとする者を含む。は、事務所」社会保険労務士法人の社員となろうとする者にあつては、当該社会保険労務士法人の事務所)」に改め、同条第三項中「事業所に」を「事業所(社会保険労務士又は社会保険労務士法人の事務所を含む。以下同じ。)」に改める。

第十四条の六第一項中「一」を「いずれかに」に、「第二十五条の十七」を「第二十五条の三十七」に改める。